



金属労協政策レポート

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協／IMF-JC）
 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-15-10 宝明治安田ビル4階
 TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL <http://www.imf-jc.or.jp>
 編集兼発行人 若松 英幸

No.33 2009.6.1

2009年政策・制度要求～重点取り組み項目～

要 請

事務・事業の「仕分け」と公務員制度改革を通じた 規律ある政府の再構築

2009年5月18日策定

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協／IMF-JC）

経済危機・雇用危機が続く中、雇用の維持・創出をはじめとする国民生活底支えのための財政支出は、積極的に行っていかななくてはなりません。しかしながら一方、国債の増発による政府債務の膨張は、国民に将来の増税を予測させ、消費・投資の冷え込みを激化させるとともに、円高を招きやすく、金属産業をはじめとする輸出産業の収益に打撃を与える危険性が大きいと言えます。

金属労協は、国の実施している事務・事業の「仕分け」と、縦割り行政を排除する公務員制度改革によって、本当に必要なところに必要な予算を投入できる、規律ある政府の再構築を主張していきます。

1. 国・地方公共団体における事務・事業の「仕分け」の拡大

◇ ポ イ ン ト ◇

金属労協は従来より、国の行っている事務・事業一つひとつに関して、本当に必要かどうか、国が行うべきか、地方公共団体が行うべきか、民間委託すべきか、民間が行うべきか、を網羅的に精査する「仕分け」作業の実施を主張してきました。

国の行っている事務・事業に関しては現在、

- * 会計検査院による検査
- * 各府省で行っている政策評価
- * 財務省で行っている予算執行調査
- * 行政支出総点検会議による指摘
- * 自民党・無駄遣い撲滅プロジェクトチームが行っている「政策棚卸し」

***民主党ネクストキャビネット各部門による「国の全ての事業の精査(事業仕分け)」**

といったチェックが行われるようになってきており、チェックの結果は、それなりに予算作成に反映され、一定の成果をあげてきています。しかしながら、民主党が着手している事業仕分けを除いて、金属労協の主張する総ざら的な「仕分け」とはなっていません。チェック対象となる事務・事業が恣意的に選ばれば、むしろ本当に見直すべきものが放置されてしまう危険性もあります。

猛烈な経済危機・雇用危機の中で、生活の底支え、雇用の維持・創出に多くの政府予算を割かなくてはなりません。また、経済危機の有無に関わらず、超少子高齢化が進展する中で、社会保障予算の拡大も避けられません。しかしながら、財政赤字、政府の債務残高はOECD諸国中、ずば抜けて悪い状況となっており、このため安易な国債の増発は円高を招き、わが国の基幹産業たるものづくり産業・基幹産業に大打撃を与えることとなります。

「仕分け」の徹底によって費用を捻出し、国が本当にやるべき事務・事業に重点的に予算を投入していかなくてはなりません。

なお、「仕分け」を進めると同時に、財政再建の入口である「基礎的財政収支の黒字化」について、景気回復後速やかに達成する方針であることを政府が約束し、政府債務拡大に対する人々の懸念を払拭することが、経済危機脱却にとっても重要なことと言えます。

具体的な要求項目

①「仕分け」の実施による行政改革の徹底と財源の捻出

国債の発行については、国民が将来の増税を予測し、消費・投資の冷え込みを激化させる可能性があること、円高を招きやすく、わが国の経済を支える輸出産業の収益に打撃を与えることなどから、その増発は可能な限り抑制していくことを基本姿勢とすべきである。現在の経済情勢において、雇用創出をはじめとする国民生活の底支えのために必要な財源を捻出していくため、特別会計も含め、国の実施している事務・事業全般について「仕分け」作業を行い、国が行う必要のない事務・事業を抽出していくこと。

「仕分け」結果については、直ちに予算に反映させるよう、補正予算を適宜、策定していくこと。

「仕分け」に際しては、それぞれ個別の事務・事業に関して、名称や表向きの目的・趣旨にとらわれず、本当に必要かどうかを根本から議論し、どの程度必要か、国が行うべきか、地方公共団体が行うべきか、民間委託すべきか、民間が行うべきか、を網羅的に精査すること。

「仕分け」の実施に際しては、以下の諸点に基づき行うこと。

- 事務・事業の「仕分け」については、内閣府または総務省の所管として一元的に行うこと。
- 事務・事業の必要性や、誰が実施すべきかについて、「そもそも」から検討する。
- 「仕分け」作業は、公開とする。
- 「仕分け」作業を行う者(評価者)には、国会議員、学識経験者、労働組合・経営者・NPO/NGOなどを含め、幅広く人材を求める。
- 事務・事業の「仕分け」は、対象となる事務・事業の直接の関係者でない者の観点から、客観的に実施される必要がある。従って、当該府省の担当者や関連業界の者、それらのOBは、あくまでも現状

を説明し、意見を述べる立場に止め、評価には加わらない。

- 「仕分け」は、ゼロベースから出発し、必要なことが合意された事務・事業のみ、引き続き実施するよう
にしていく。

当然のことながら、経済危機・雇用危機の状況下で新規に行われる政策についても、「仕分け」の考
え方を徹底し、経済対策・雇用対策の名の下に、波及効果の期待できない政策、既得権益を守るだ
けの政策に予算が注ぎ込まれることのないようにしていくこと。

②地方公共団体における「仕分け」の実施

地方分権の流れを加速しつつ、各地方公共団体においても、上記の方式で「仕分け」が行われるよう、
促進していくこと。

「仕分け」を活用して、公共的なサービスに民間の人々の様々な創意工夫が活かされるようにし、もって
経済活動の活性化を図っていくこと。

③財政再建の考え方

「基礎的財政収支の黒字化」については、内閣府による景気回復の確認後、速やかに達成すること。

基礎的財政収支の黒字化は、財政再建の入口に過ぎないことから、その後、遅滞なく政府債務残高の
圧縮を図ること。

◇ 背 景 説 明 ◇

①「仕分け」の実施による行政改革の徹底と財源の捻出

(会計検査院による検査)

会計検査院は、国の収入支出の決算について毎年検査し、検査報告を内閣から国会に提出し、国会の
決算審査の参考に供するとともに、財務省主計局および理財局と定期的に連絡会を開き、検査の過程で
気づいた予算編成上または財政運営上の問題について意見を述べたりしています。また毎年の検査だけ
でなく、とくに必要と認める事項について随時報告を行い、また国会から検査要請があった事項につい
ても報告を行っています。

会計検査院は、検査報告によって2007年に3,367億円の財務上の是正改善効果があったと試算してい
ます。具体例としては、過大となっていた補助金の返還、利用されていない資産の売却、契約や積算の
事務手続き改善による経費節減、多額の損失の発生している事業の収益の改善、多額の剰余金の生じて
いる特別会計への一般会計からの繰入額の減少、などが挙げられています。

(各府省で行っている政策評価)

各府省で行っている政策評価は、各府省がその所管する政策について自ら評価を行い、その結果を政
策の企画立案や実施に役立てるもので、国民に対する行政の説明責任を徹底するものと位置づけられて
います。複数の府省にまたがる政策の評価は総務省が行い、また、各府省の行った政策評価について、
総務省行政評価局が内容点検とやり方点検を行っています。各府省ごとに行っている以上、もともと

自画自賛ではないかとの批判もあります。

2008年4月から8月に行われた964件の政策評価のうち、

- * 2009年度予算要求に反映されたもの…886件
- * 機構・定員要求に反映されたもの…181件

とされていますが、実際には、予算要求に反映された886件のうち、

- * 評価対象政策の重点化などの改善・見直しを行ったもの…136件
- * 政策の全部または一部の廃止、休止または中止を行ったもの…21件

にすぎず、大部分の729件では、改善・見直しが行われていません。

改善・見直しも、廃止・休止・中止も行われず、「予算要求に反映された」729件については、政策評価が予算増額要求の裏づけに使われているということであり、政策評価はまさに自画自賛のシステムに他ならない、と判断せざるをえません。

(財務省で行っている予算執行調査)

さらに財務省では、独自に予算執行調査を実施しています。予算執行調査とは、財務省主計局の予算査定担当者等が事業の現場に赴き、実際に予算が効率的かつ効果的に執行されているかといった観点から行う調査で、予算査定担当者の調査では調査数に限りがあるため、地方の財務局も調査にあたっています。結果は公表の上、予算要求・査定に反映されており、2008年度では63事業を調査し、2事業の全部廃止、4事業の一部廃止をはじめ、事業運営方法の改善による効率化、随意契約から入札への移行、契約のやり方の工夫などにより、2009年度予算への反映額は324億円となっています。

(行政支出総点検会議)

行政支出総点検会議は、内閣官房長官が「有識者の参集を求め、国民の目線で無駄の根絶に向けた指摘をしていただくため」に設けられたもので、公益法人への支出、特別会計の支出、その他行政支出全般について、検討することになっています。2008年12月に発表された「指摘事項」では、

- * 公益法人への支出については、2006年度支出額約9,400億円の3割減を主張、2009年度の支出見込みは約5,900億円に削減された。
- * 特別会計については、固有の歳入があり、予算査定が甘くなりがちで、不要不急の事業が行われているのではないかという国民の受け止めに踏まえ、各特別会計ごとに見直しを図るべき課題を指摘。
- * 行政コスト・経費については、広報経費・委託調査費をゼロベースで見直し、2008年度比25%以上削減、レクリエーション経費は2009年度原則廃止、随意契約を競争性の高い契約方式に移行、タクシー代は2008年度比25%以上削減。

などを打ち出しています。

(仕 分 け)

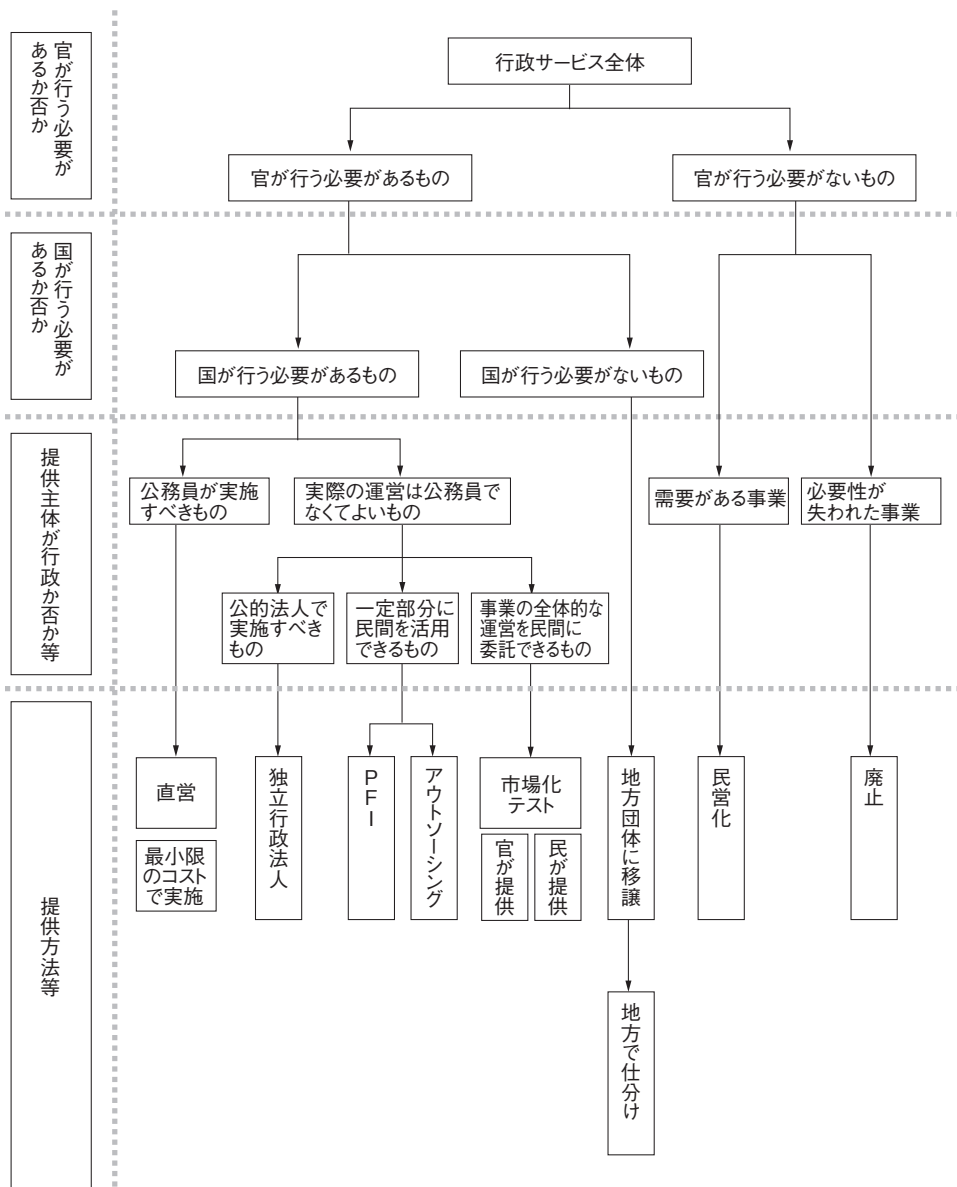
このように、会計検査院、所管府省、総務省、財務省と各方面からのチェックを重ねることによって、予算の効率化が少しずつ行われていることは事実です。しかしながら、やはり「行政が行政をチェックする仕組み」で

は、行政の論理を出ることができず、限度があることは否定できません。金属労協の提案する「仕分け」は、行政の観点からではなく、幅広い国民の観点に立って、チェックを加速度的に進め、「政府は政府のなすべき仕事に特化」するために、不可欠な作業であると考えます。2007年11月の経済財政諮問会議において、有識者(民間)議員より「国民本位の事業仕分けの推進」が提案されています。

自民党では「無駄遣い撲滅プロジェクトチーム」が民間シンクタンク「構想日本」の協力の下、2008年8月以降、府省ごとに「政策棚卸し」を進め、このうち「不要」とされたものは、文部科学省では32件中16件、環境省は18件中4件、財務省は8件中2件、外務省は37件中12件に達しています。この「政策棚卸し」の結果は、一定程度2009年度予算にも反映されています。

一方、民主党は、自民党の政策棚卸しについて一定の評価をしつつ、不要と判断された業務が2009年度予算に残っているなど中途半端であると批判、衆議院を通じて全省庁に対し、平成21年度予算で計上されている全事業の事業概要説明書などの提出を求め、ネクストキャビネット各部門において「国の全ての事業の精査(事業仕分け)に着手」しています。

経済財政諮問会議有識者(民間)議員による「事業の仕分け」の概念図



②地方公共団体における「仕分け」の実施

民間シンクタンク「構想日本」では、2002年より地方公共団体の依頼を受けて「仕分け」を実施しており、これまで34の自治体で38回に達しています。このうち滋賀県高島市では、2005年度の一般会計歳出が262億円でしたが、2回の「仕分け」を通じて21.9億円の削減を行い、2007年度予算では242億円の歳出となっています。

こうした地方自治体における「仕分け」は、すべて公開の場で行われており、住民はもとより、他の地方自治体のみなさんにとっても、問題意識を高めるきっかけとなっています。

2. 公務員制度改革の徹底

◇ ポ イ ン ト ◇

いわゆる省益・局益・課益と言われるような縦割り行政を排除し、国民の全体利益を実現する行政を確立していくためには、国家公務員の一括採用、人事の一元管理が必要です。2008年2月の「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」報告書では、「縦割り行政の弊害を除去し、各府省横断的な人材の育成・活用を行うため、内閣一元管理システムを導入する」とされ、内閣人事庁において採用、配属、幹部人事の調整、府省間異動（転籍）の調整を行うことが提案されていました。しかしながら、同年6月に成立した「国家公務員制度改革基本法」では、内閣人事庁は内閣人事局に格下げされ、2009年3月に国会に提出された国家公務員法改正案では、制度や方針に関する企画・立案、およびその事務を行う機関に変質させられるところとなっています。

もう一度「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」報告書の考え方に立ち戻り、「公務員が国家と国民に奉仕するにふさわしい職業倫理を確立し、能力と実績により適正な評価を得られる」国家公務員制度の確立に向けて、制度の再設計を行っていくべきであります。

具体的な要求項目

①公務員制度改革の徹底

単に公務員人件費を削減するという観点ではなく、政府は政府のなすべき仕事に特化し、縦割り行政を排除して効率的にこれを実施していくという観点に立って、公務員制度改革を推進していくべきである。

具体的には、

- 「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」報告書（2008年2月）の考え方に立ち戻り、「公務員が国家と国民に奉仕するにふさわしい職業倫理を確立し、能力と実績により適正な評価を得られる」国家公務員制度の確立に向けて、制度の再設計を行っていくこと。
- 幹部職員・管理職員・それ以外の職員といった区別にこだわらず、国家公務員の一括採用、人事の一元管理を行うこと。
- 行政においても「ムダどり」「カイゼン」を進める観点から、仕事の無駄を排除し、効率化を推進する公務員が高く評価されるようにしていくこと。

◇ 背景説明 ◇

① 公務員制度改革の徹底

(骨抜きにされた国家公務員人事の一元管理)

2008年2月に発表された「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」報告書では、

- * 官僚主導から脱却し、大臣の任命権を十分に発揮できるようにするとともに、縦割り行政の弊害を排除し、各府省横断的な人材の育成・活用を行うため、内閣一元管理システムを導入する。
- * 具体的には、内閣人事庁を設置し、総合職試験合格者からの採用、各府省への配属、各府省横断的な人材登用に活用するための幹部・幹部候補の履歴管理と幹部人事の調整、職員の希望に基づく府省間異動(転籍)の調整を行う。

とされており、省益・局益・課益と言われる縦割り行政の排除に必要な、国家公務員の一括採用、人事の一元管理の実現を期待させるものとなっていました。

しかしながら、同年6月に成立した「国家公務員制度改革基本法」では、縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理機能を強化し、並びに多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるよう措置を講ずるとされていたものの、具体的には、

- * 幹部職員(事務次官、局長、部長など)・管理職員(課長、室長、企画官など)を対象とした新たな制度を創設する。
- * 幹部職員の人事は各大臣が総理・官房長官と協議した上で行う。
- * 幹部職員・管理職員は行政機関の内外から多様な人材の登用に努める。

ことが盛り込まれるだけとなりました。内閣人事庁構想は内閣人事局に格下げされ、採用・配属はおろか、その主要な役割は、配置や育成に関する基準や指針の策定で、「府省横断的な配置換え」に関しては、「調整」を行うだけの機関に止められました。

そして2009年3月に国会に提出された国家公務員法改正案では、内閣人事局はついにこの「府省横断的な配置換え」に関する調整機能すら付与されず、制度や方針に関する企画・立案、およびその事務を行う機関に変質させられるところとなっています。

(内閣人事庁、内閣人事局に求められる役割の変化)

「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」報告書・・・2008年2月

- ① 国家公務員の人事管理について、政府を代表して国民に対し説明責任を負う機関として、国務大臣を長とする「内閣人事庁(仮称)」を設ける。内閣人事庁は、総合職の採用・配属、幹部候補育成課程の運用管理、本省管理職以上の人事の調整、指定職の適格性審査などの一元管理等を行う。
- ② 上記の事務を実効的に実施するため、総務省人事・恩給局、人事院の中央人事行政に関する部門等の関連する機能を「内閣人事庁」に統合する。その際、組織が肥大化しないように十分留意する。

国家公務員制度改革基本法の概要・・・2008年6月成立

- ① 幹部職員等に係る各府省ごとの定数の設定及び改定

- ②幹部候補育成課程に関する統一的な基準の作成及び運用の管理
- ③幹部候補育成課程の対象者（課程対象者）に対する研修のうち政府全体を通ずるものの企画立案及び実施
- ④課程対象者の府省横断的な配置換えに係る調整
- ⑤管理職員を任用する場合の選考に関する統一的な基準の作成及び運用の管理
- ⑥管理職員の府省横断的な配置換えに係る調整
- ⑦幹部職員等以外の職員の府省横断的な配置に関する指針の作成
- ⑧適格性の審査及び候補者名簿の作成
- ⑨幹部職員等及び課程対象者の人事に関する情報の管理
- ⑩目標の設定等を通じた公募による任用の推進
- ⑪官民の人材交流の推進

国家公務員等の一部を改正する法律案骨子・・・2009年3月国会提出

- ①・国家公務員制度の企画及び立案に関する事務
 - ・中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務（採用試験、任用、級別定数、人事評価、能率、厚生、服務、退職管理等）
 - ・特別職の国家公務員の給与制度に関する事務
 - ・国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務
 - ・行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務
- ②中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌事務につき、級別定数の設定及び改定、任用、採用試験（採用試験の実施を除く）、研修（人事院が担う研修の実施を除く）に関する機能を人事院から移管する。
- ③中央人事行政機関たる内閣総理大臣の事務に、官民人材交流センターの運営に関する指針を定めること等を追加する。